

## 秘密保護法・集団的自衛権その他の情勢について

2014年7月8日

名古屋北法律事務所 弁護士 矢崎暁子

TEL 052-910-7721

(秘密保全法に反対する愛知の会「極秘通信」編集長)

【Blog】 <http://nohimityu.exblog.jp/>

【Twitter】 [https://twitter.com/himitsu\\_control](https://twitter.com/himitsu_control)

### 第1 秘密保護法に対するNGOの懸念事項について

#### 1 安全に関わる情報提供の制約

##### (1) 情報収集の必要性

治安の安定しない地域での活動 → 治安情報の収集・分析が不可欠

##### (2) どんな情報を？

例) どの町でいつどんな事件・戦闘が起きたか? ※「誤爆」→報復?

例) どの町にどのような組織の拠点があるか? ※攻撃対象

→ 場合によっては「防衛機密」「テロ関連機密」

「自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」

「防衛(テロ防止)に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報」

##### (3) どうやって入手?

例) 現地の人から聞く、大使館から情報を得る

→ 特定秘密取扱者・業務上知得者からの取得はハイリスク

##### (4) 情報収集・分析が国まかせに?

イラク人質事件

空路か陸路か、護衛か丸腰か、現地のタクシー会社からの情報か外務省からの情報か

#### 2004年4月12日の外務省竹内行夫事務次官の記者会見

NGOにはNGOとしての非常に大きな役割があるというのが我々の一般的な考えです。もちろん、その活動の内容、対応といったことについては、その地域、その国の状況に応じたものである必要があると思います。その点で、御質問ですから申し上げますと、今回のイラクということについては、NGOのみならずプレスの方々にもお願いをしていますが、我々としては情報収集し、それを綿密に分析した結果、退避勧告を出しているわけです。従ってそれを尊重と言いますか、尊重以上にそれに従って頂きたいというのが我々の考え方です。

一般的になりますが、これは基本的な話ですが、外国の領域には日本の主権は及ばないわけです。当然、日本政府、外務省は在外邦人の保護について責任を有しているわけですが、日本の主権が及ばないところではその保護に限界があるということも当然のことです。そういった国において、本来ならばその国が自らの主権に基づいて在留している外国人の保護について、更には治安について責任を負うというのが国際法上の原則です。そういったことを踏まえて、外国において我々の同胞、邦人の安全についての第一義的な権能を有しているのは当該国家であるということから出発する必要があると思います。

そうしますと、皆さんが持っているパスポートにも書いてありますが、日本の外務大臣が相手国に対し

て、パスポートを持っている日本人があなたの国において安全であることを要請しませんが、それが皆さんのパスポートの表紙の裏に書いてあります。それはやはり第一義的に、相手の国が安全について責任を持つということです。ただ、それを踏まえた上で日本政府、特に外務省としては、外国においても邦人の保護に全力を尽くす責任があるわけです。従って、外務省の我々の同僚は、命を懸けてというと大げさかもしれませんが、治安情報を収集し、それを我々一緒になって分析し、危険情報ということで国民の皆さんに周知しているわけです。人命は地球より重いということを言われますが、まさに人命を大事にするということで、邦人保護のためにこういった危険情報を発出しているわけです。

イラクについて言えば、今年に入って退避勧告のスポット情報を 13 回出しています。是非これに従って頂きたいというのが我々の立場です。その点は、重要な役割を果たしている NGO についても同様です。もちろん、NGO の役割を我々も重視し、また協力関係もありますが、安全、生命の問題ということになりますと自己責任の原則を自覚して、自らの安全を自らで守ることを改めて考えて頂きたいと思えます。また、私は今、長々とこのように話していますが、それは今回の事件もさることながら、同様の事件にまた日本国民が在外において遭遇することがないように願うことから、改めて外務省が発出している渡航情報といったものに注意を払って頂きたいということを訴えたいからです。

## 2 「テロ」との関わりを理由にした支援活動の阻害

### (1) 「特定有害活動」「テロリズム」の定義

#### \* 特定有害活動

「公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの」

#### \* テロリズム

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」

### (2) 秘密保護法による規制

適性評価制度の調査対象・・・「テロリズムとの関わり」

→ 第一義的には秘密取扱予定者を調査

ただし秘密取扱予定者の身近な人物は、本人に与える影響を口実に調査対象とされうる

※ 武器国際展示会ユーロサトリ 2014 に 13 社が出展

三菱重工、川崎重工、日立製作所、東芝、富士通、NEC など

### (3) その他の規制

#### \* 公衆等脅迫目的犯罪資金提供処罰法・改正法案（カンパ規制法案）

公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で利益提供、利益提供を勧誘 → 処罰

#### \* 重大犯罪防止協定・重大犯罪防止法

恐喝などの重大犯罪を行うかもしれない人物の指紋を日米が融通しあう

#### \* 通信傍受法（盗聴法）改正・最終案

窃盗・詐欺・恐喝・強盗・放火・殺人・爆発物使用などの捜査のため立ち会いなしで傍受

### 3 ODAなど日本政府が関わる事業の情報が秘匿され政策提言活動が制約

#### (1) 政策提言活動に関わる情報

例) ODA事業が地域住民の生活や健康、生命に多大な悪影響を及ぼしているという事実

例) 原発の危険性(汚染水、事故による被害の実態など)に関わる事実

例) 対テロ目的ODA(外国への巡視船艇供与、治安対策機能強化機材整備等)に関わる情報

→場合によっては「外交機密」「テロ関連機密」

#### (2) 特定秘密とその周辺

特定秘密 → 秘匿

特定秘密ではないがその周辺にある情報 → 過失処罰による萎縮・処理の面倒さによる秘匿

### 4 戦争や平和に関する情報の秘匿で反戦活動や戦争検証活動が困難化

#### \* 防衛機密

例) いつどこでどのような戦闘を展開したか ※「死者はすべて戦闘員」

例) 使用している武器やその性能 ※原爆、劣化ウラン弾の被害の過小評価

### 5 情報取得行為の処罰

#### (1) 情報取得の犯罪類型

##### \* 管理侵害取得罪

「外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的」

例) 対テロ戦争をやめさせる目的

「欺罔・暴行・脅迫」または「管理を害する行為」による取得

例) 潜入取材、こっそり録音・録画、上下関係・恋愛感情を利用、取り囲む、酒食提供

##### \* 漏えい教唆罪

秘密取扱者・業務上知得者に対する働きかけ → 情報取得してもしなくても処罰

#### (2) 捜査対象となるリスク

「誰からどうやってこの情報を入手したのか」を捜査

### 6 適性評価制度による事業調査

#### (1) 適性評価制度の調査対象者

##### ① 秘密取扱予定者(適合事業者を含む)

例) 警備会社? 通信機器や監視カメラのメーカー? GPS技術や装置の開発者?

対象者は10万人、民間業者で「現在の防衛秘密の取扱者」3000人超

→ NGO職員が特定秘密取扱者となる可能性は?

例) 国際緊急援助活動・「人道支援活動」・PKO活動での自衛隊とNGOの共同活動

##### ② 家族(配偶者(事実婚含む)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母・子)、同居人

※国籍等の人定事項

(③「テロとの関係」を調査するとの名目で本人の交友関係が調査対象となりうる)

#### (2) 調査事項

①「特定有害活動」・「テロリズム」との関係（家族らの国籍等）、②犯罪・懲戒歴、③情報取扱非違歴、④薬物の影響、⑤精神疾患、⑥飲酒の節度、⑦経済的な状況

(3) 調査方法

- ①行政機関の職員が対象者やその知人その他の関係者に質問し、資料提出を求める
- ②公私の団体に照会する

(4) 防衛省によるNGO職員の個人情報収集

2008年にアフガニスタンで活動していたNGO職員を含む日本人の名前、団体名、携帯電話番号、メールアドレスなどの個人情報を防衛省が保有しているとの報道（2013/12）

## 第2 その他の情勢

### 1 海外で日本人が「敵国人」とみなされる危険の増大

(1) 「在外邦人の救出」として武装した自衛隊が海外で武器使用

自衛隊法改正（2013/11）

→在外邦人を陸上輸送する際に武器使用（+閣議決定により携行武器の制限撤廃）

軍用機・軍用車による輸送の危険性

(2) 「死の商人」による兵器・装備品の輸出

紛争の長期化・苛烈化への加担

(3) 戦闘への参加

集団的自衛権、PKO参加中の自衛隊によるNGO職員や他国軍隊への「駆けつけ警護」  
軍隊により「警護」された人々はその軍隊の関係者？

### 2 NGOが軍隊に利用される危険

\* 「防衛力の在り方検討に関する中間報告」2013/7/26

「地域・グローバルの安全保障環境の安定化のためには、我が国として積極的に国際平和協力活動に取り組む必要があり、ODAを含む外交活動や関係省庁・非政府組織等の取組との連携を強化し、より効果的に実施する必要がある」

\* 「オールジャパン」の実績づくり

海外でのインフラ整備、医療支援、PKO活動に、自衛隊、JICA、NGOが協力

→そのまま戦闘地域での兵站部隊に？